

平成23年10月19日  
国土交通省九州地方整備局  
佐賀国道事務所

## 【記者発表資料】 1 / 2

※取締りの実効を期すため、日時・場所については取締り実施日の16:00以降での解禁にご配慮願います。

## 佐賀国道事務所・佐賀運輸支局・神埼警察署と合同で 特殊車両等の指導取締りを実施

道路を車両が通行するにあたっては、道路構造物の保全、交通の危険防止のため、車両の大きさや重さの最高限度（一般制限値）※が車両制限令により定められています。

最高限度を超える車両が道路を通行する場合は、道路法第47条の2に基づく道路管理者の特殊車両通行許可を取得し、許可条件のもと通行しなければなりません。

国土交通省佐賀国道事務所では、特殊車両が通行許可を取得し、許可条件に基づき通行しているかを取り締まる「特殊車両指導取締り」を警察の協力を得て実施しています。

また、10月は佐賀県の過積載防止月間であり、佐賀運輸支局及び各関係機関が協力し過積載が原因による事故や道路の損傷を未然に防ぐべく街頭取締りや過積載防止の啓発活動を行っています。

今回、国土交通省佐賀国道事務所は10月26日（水）に佐賀運輸支局・神埼警察署と合同で特殊車両の指導取締りを実施する予定です。

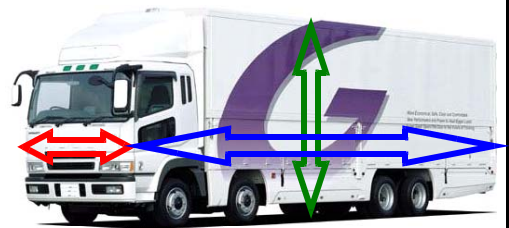
実施場所：神崎市神埼町姉川 国道34号

実施日時：平成23年10月26日（水）14時～16時

実施機関：佐賀国道事務所、佐賀運輸支局、神埼警察署

※道路法の車両制限令（昭和36年7月17日 政令第262号）で定められた大きさや重さ

幅2.5m、長さ12.0m、高さ3.8m、総重量20tなど



問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 佐賀国道事務所

管理第一課長 森田 浩志（内線431）

TEL（0952）32-1151（代表）

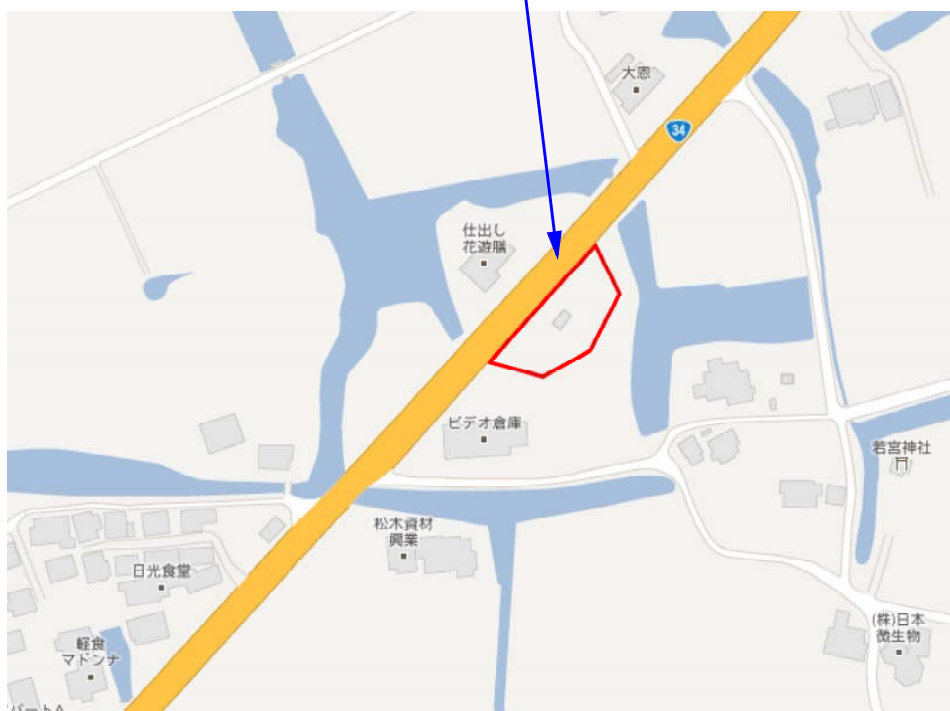
## 【記者発表資料】 2 / 2



### 【位置図】

実施場所  
神崎市神埼町姉川  
取締基地

実施日時  
10月26日(水)  
14時～16時



### 【拡大図】

特殊車両については、許可取得の確認及び車両寸法重量を計測し、許可条件に基づき通行しているのか確認を行います。

また、10月は過積載防止月間であり特殊車両以外の車両については、車両重量の計測及び過積載防止の啓発活動を行います。

# 参 考 資 料

## 特殊車両通行許可制度とは

道路の構造は、ある一定の規格の車両が安全・円滑に通行することが出来るように設計されており、この規格を超える車両の通行は、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあります。

そのため、道路法では、車両制限令により道路通行する車両の大きさや重さの最高限度を下記のとおり定めています。

- ・総重量20トン（重さ指定道路は25トン）
- ・軸重10トン
- ・高さ3.8m（高さ指定道路は4.1m）
- ・幅は2.5m
- ・長さ12mおよび最小回転半径12m以下

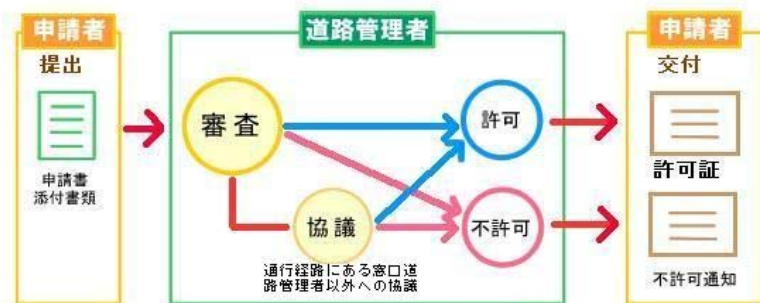
しかし、この範囲を超える車両の通行を一切認めないとするならば、社会・経済活動を損ね公共の福祉の増進という道路法の目的に反することから、道路及び交通と道路を通行する具体的な車両との間に調和を持たせることが求められています。

以上のことから、道路法第47条の2の第1項により道路管理者は、車両もしくは荷物の形状寸法が特殊ということでやむ得ない場合に限り、通行経路・通行時間帯について、道路の構造を保全し、または、交通の危険を防止するための必要な条件を付した上で、車両制限令の最高限度を超えて車両の通行を許可しており、これを特殊車両通行許可制度と呼んでおります。

## 申請から許可までの手続きの流れ



窓口での特殊車両通行許可申請手続き風景



申請書を受け付けた道路管理者は、申請された車両が申請された経路を通行することについて、特殊車両通行許可基準に照らしながら全国の各道路の障害情報を収録した道路情報便覧（コンピュータシステムにより運用）を使用し、また、必要に応じて他の道路管理者との協議を行い、特殊車両の通行の可否について審査し、許可証を交付します。

特殊車両通行許可申請の受付は、国をはじめ各県・政令市などの道路管理者窓口で行っておりますが、国の窓口では在宅で申請・許可証交付が受けられるオンライン申請（平成16年3月29日開始）も受け付けております。



<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>